

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和3年7月8日 16時30分ごろ
発生場所	香川県丸亀市手島北西方沖 <small>おて</small> 小手島港4号防波堤灯台から真方位321° 3.4海里付近 （概位 北緯34° 25.2′ 東経133° 36.7′）
事故の概要	貨物船天狗丸は、西進中、また、漁船初福丸は、流し網による操業中、天狗丸が同網の上を航行した際、同網が切損した。
事故調査の経過	令和3年8月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 天狗丸、199トン 132976、森海運有限会社 B 漁船 初福丸、7.3トン KA2-1858（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、三級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 流し網に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長A及び航海士Aほか1人が乗り組み、航海士Aが単独で船橋当直に当たり、自動操舵により約9.5ノットの対地速力で手島北西方沖を西進した。</p> <p>航海士Aは、右舷船首方に漁船を3隻視認し、操業方法は分からなかったものの、A船の航行に支障ないと思い、航行を続けていたところ、前方に赤色のブイを認め、漁具があると思い右転して避航した後、A船に向けて接近してくる漁船を認め、なぜ近づいてくるのか分からなかったが、原針路に戻し航行を続けた。</p> <p>航海士Aは、海上保安庁から連絡を受け、A船が、B船の流し網の上を航行し、同網を損傷したことを知った。</p> <p>航海士Aは、赤色のブイはB船より東方で操業していた別の漁船の流し網で、同ブイを避航し、原針路に戻した後、B船の流し網に気付かず、同網の上を通過したと本事故後に思った。</p> <p>航海士Aは、操舵室のドアを閉めていたので、B船の汽笛に気付かなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、手島北西方沖で流し網を南北方</p>

	<p>向に展張した後、漂泊して操業中、船長Bが、接近してくるA船に気付き、汽笛を鳴らし、網を避けるよう誘導しようと思い東進してA船に接近したが、A船から反応はなく、A船がB船の流し網に接触した。</p>
分析	<p>A船は、西進中、航海士Aが、前方に赤色のブイを認め、漁具があると思い右転し、原針路に戻した後、南北方向に展張したB船の流し網に気付かないまま、同網に向かって航行したことから、同網が損傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、操業中、西進するA船が流し網の上を航行し、同網が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が西進中、B船が流し網の操業中、航海士Aが、前方に赤色のブイを認め、漁具があると思い右転し、原針路に戻した後、南北方向に展張したB船の流し網に気付かないまま、同網に向かって航行したため、同網が損傷したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、漁船の操業状態を確認し、網等の漁具を大きく避航すること。